

2011年9月28日
みずほコーポレート銀行

みずほコーポレート銀行台北支店OBUにおける人民元業務開始

行政院金融監督管理委員会と中央銀行は2011年7月21日日付で、銀行の国際金融業務支店(OBU)及び海外支店における人民元業務を開放しました。当行のOBUは台湾当局に申請を提出し、2011年9月26日に許可を取得、また2011年9月29日に正式に業務を開始しました。現在当行で取扱できる業務項目は人民元普通預金(付利なし)、スポット為替、人民元の送金業務(仕向、被仕向)に限定されます。将来、当行も台湾当局の法令に従いながら、上述以外の業務も随時リリースして参ります。

また、人民元業務を取扱する際、中国大陸に関係しない取引である場合、通常OBU関連規定に基づき取扱をします。中国大陸に関係した取引である場合、OBU関連規定に従う以外、中国大陸現地の法令にも従う必要があります。なお、人民元業務を取扱する際、初めてOBU人民元のお取引をされるお客様には必ず注意すべき点とリスクに関する「**辦理人民幣業務風險預告書**」を記入していただく必要があります。